令和 4 年度に係る指導員養成講習会について

今年度より各指導員養成講習会ならびに更新に係る講習会は、以下のとおりとします。

- 1 A指導員養成に係る講習会 (1~2名程度) 受講者は、島根県で推薦した者を派遣する。
- 2 準、C、B指導員の資格取得養成に係る講習会については、以下のとおりとする。 準及びC指導員養成講習会は春(前期)に1回、B指導員養成講習会は秋(後期)に1 回、開催する。
 - *準及びC指導員養成とB指導員養成は開催期日を分けて、講習会を実施する。
 - (1)準及びC指導員養成に係る講習会*前期に実施済
 - (2) B指導員養成に係る講習会(※今回 別添要項参照)*下記期日、1回のみの開催
 - ①期 日:令和4年10月15日(土)と16日(日) *2日間で実施
 - ②内 容: B指導員養成 講義、実技:18時間(必須)に加え、検定試験 レポート
 - ③受講条件 受講要件(登録、年齢、段位)を確認して申込んでください。
 - * B指導員養成講習会の受講対象者は、下記の受講要件3点が満たされている者であること
 - ※B指導員養成講習会の受講対象者 受講要件 *受講申込時点 (9/30)
 - 1) 全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
 - 2) 受講申込時点で、20歳以上、3段以上であること
 - 3) C指導員認定後(*認定書の認定日を確認 ※令和2年度以前が該 当)から、今講習会初日(10/15)までに2年以上経過している者
 - ④その他 1) B指導員養成に係る講習会の受講者が、5人数に満たない場合は、令和 4年度の開催は中止とします。
- 3 今回の更新講習会について(※別添要項参照)*更新講習会は、年2回、実施する
 - ※1 2回のそれぞれは、受講対象者が異なります。必ず、確認をして申込んでください。
 - ※2 更新講習会は、準・C指導員養成講習会、B指導員養成講習会と併催とします。 よって、それぞれの養成に係る講習会の受講者が5人数に満たない場合は、開催を取 りやめます。あらかじめご了承ください。(*中止の場合は、通知します)
 - (1)令和 4 年度 第 1 回更新講習会 ①期日:令和 4 年 6/18 (土) 19 (日) *終了
 - (2)令和4年度 第2回更新講習会 *今回案内分
 - ①期 日:令和4年10月15日(土)と16日(日)
 - ②内 容:B指導員養成講習会に併催 B養成の講義、実技内容に準じて行う
 - ③受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること ※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」が、 完了している者 *9/30 現在

④受講対象者 A指導員及びB指導員のみ

* A指導員及びB指導員は、2日間の日程(全講義、実技 18 時間を 10 ポイント扱い)の受講者を更新者(ポイント取得完了者)として認可

⑤その他 * 今回のB指導員養成に係る講習会の受講者が、5人数に満たない場合は、令和4年度第2回に関わる更新講習会の開催は中止とします。

※更新講習会は、併催する養成講習会の受講者が満たない場合は、中止となります。 特段の救済措置はありません。今後、更新期間(A・B・C:4年間、準:2年間) に係る期限が迫る前に受講されることをお勧めします。

*更新要件: A・B・C指導員は、4か年間の内に1回、指定する更新講習会を受講 準指導員は、2か年間の内に1回、指定する更新講習会を受講

解釈~4年目(2年目)に受講しなさいという意味ではありません。更新期間であれば、1年目、2年目、3年目でも受講して更新は完了となります例: I 指導員の場合 B 指導員資格

B指導員資格取得(2005年)更新期間(2006~2009年の4か年間)

*2006年に更新講習会を完了(2006~2009の更新期間を完了)、次回更新期間は、2010~2013年の4か年となる

* 更新講習会の未受講により、資格有効期限(ABC4か年、準2か年)過ぎた場合は、指導員資格が有効でなくなります

4 再有効化申請について

決められた更新有効期間において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。(更新講習会の未受講により更新に係る有効期限が切れている者) そうした場合は、資格に応じた必要な更新ポイント(AとBは、10ポイント、Cと準は、6ポイント)の取得が必要となります。その必要となる更新ポイントを取得したのち、再有効申請を行い、指導員資格は有効な状態になります。

そうした再有効化に関わる講習会は、更新講習会(内容は、各講習会の内容に準じます) で取り扱います。

必ず、担当者(濵岡)まで、相談のうえ、別添要項により申込んでください。 ただし、全柔連登録がなされてない場合は、その対象となりません。

5 その他

(1)指導員養成に係るすべての問い合わせは、濵岡(教育普及委員会)までお願いします。 (2)指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る自己責任としています。管理、 運用は、責任を持って各自でお願いします。